

令和 7 年 度

第 20 回 通 常 総 会 議 案
(書 面 決 議)

上越地域治山林道協議会

上越地域治山林道協議会

第20回通常総会（書面決議）

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議長選出

5 議 事

（1）第1号議案 令和6年度事業報告について

（2）第2号議案 令和6年度収支決算について

〈 監査報告 〉

（3）第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

（4）第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

（5）第5号議案 会費の賦課基準について

（6）第6号議案 役員改選について

7 閉 会

第1号議案

令和6年度事業報告について

年 月 日	業 務 内 容
6. 5. 13	令和5年度 収支決算監査
5. 17	新潟県治山林道協会 第156回理事会（新潟市 新潟東映ホテル） 新潟県治山林道協会 第69回通常総会（新潟市 新潟東映ホテル）
5. 30	山地災害防止キャンペーン現地研修会 室内研修：地震による山地災害の復旧事例と防止対策について 現地研修：妙高市上平丸地区（八幡地すべり防止区域）
6. 17	上越地域治山林道協議会 評議員会 ※令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画・収支予算等について書面にて承認
7. 2	上越地域治山林道協議会 第19回通常総会
9. 30	新潟県治山林道協会 事務局長会議（新潟市 新潟東映ホテル）
11. 13	令和7年度 治山・森林整備（林道）事業の推進に関する要望書の提出 要望先：新潟県上越地域振興局長
11. 13	令和7年度 治山・森林整備（林道）事業の推進に関する要望書の提出 要望先：新潟県知事、新潟県農林水産部長
11. 15	新潟県治山林道協会 第157回理事会（新潟市 新潟東映ホテル）
11. 20	2024 治山・林道のつどい 令和6年度 治山・林道コンクール表彰式（東京都 海運クラブ）
7. 3. 19	上越地域治山林道協議会 会報発行

第2号議案

令和6年度収支決算について

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

収入合計	420,404 円
支出合計	307,847 円
繰越額	112,557 円

1 収 入

(単位：円)

款	項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較	摘 要
				(B - A)	
会 費	会 費	160,000	160,000	0	上越市 116,000円 妙高市 44,000円
繰入金	繰入金	0	0	0	
繰越金	繰越金	250,311	250,311	0	前年度より
雑収入	雑収入	89	10,093	10,004	利息 総会祝儀
合 計		410,400	420,404	10,004	

2 支 出

(単位：円)

款	項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A-B)	摘 要
事務費		72,000	39,173	32,827	
	旅 費	56,000	20,273	35,727	新潟県要望
	需用費	15,000	18,020	△ 3,020	封筒、ハガキ、切手等
	雑 費	1,000	880	120	振込手数料
会議費		60,000	48,502	11,498	
	総 会 費	40,000	48,502	△ 8,502	会場使用料 25,512円 資料印刷代 22,990円
	役員会費	20,000	0	20,000	
事業費		258,400	210,172	48,228	
	講習会費	20,000	6,600	13,400	山地災害防止キャンペーン現地研修会
	事業促進費	237,400	203,572	33,828	会場使用料 25,512円・講演 会講師旅費 1,950円・資料等 印刷代 94,710円、会報印刷 代 81,400円
	広 報 費	1,000	0	1,000	
負担金	負担金	10,000	10,000	0	にいがた緑の百年物語
基本積立金	基本積立金	0	0	0	
予備費	予備費	10,000	0	10,000	
合 計		410,400	307,847	102,553	

基本積立金決算書

基本積立金

(第四北越銀行高田営業部)

区 分	金 額	備 考
前年度末積立金額	925,554	
預 金 利 息	428	
繰 出 金	0	
計	925,982	

監 査 報 告 書

令和6年度 上越地域治山林道協議会収支決算及び積立金について、
令和7年3月24日に預金通帳・関係証拠書類を照合監査した結果、
適正に執行されていたと認める。

令和 7 年 3 月 24 日

監 事

藤 田 務 

令和 7 年 3 月 24 日

監 事

坪 田 岡 

第3号議案

令和7年度事業計画（案）について

安全で安心して暮らせる緑豊かな地域の創生を目指し、上越地域における治山事業及び林道事業の発展拡充を図るため、次の事業を実施する。

- 1 地域に密着した事業展開を図るため、多くの市民を対象とした研修会の開催や情報誌の発行等、会員への情報提供に努める。
- 2 県治山林道協会、その他関係機関と協力し、治山林道事業の予算の確保に向けて、事業要望活動等を実施する。
- 3 その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事業を実施する。

第4号議案

令和7年度収支予算（案）について

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

収入合計 272,600 円

支出合計 272,600 円

差引 0 円

1 収 入 (単位：円)

款	項目	予算額			摘 要
		本年度 (A)	前年度 (B)	比 較 (A-B)	
会 費	会 費	160,000	160,000	0	上越市 116,000円 妙高市 44,000円
繰入金	繰入金	0	0	0	
繰越金	繰越金	112,557	250,311	△ 137,754	前年度より
雑収入	雑収入	43	89	△ 46	預金利息等
合 計		272,600	410,400	△ 137,800	

2 支 出

(単位：円)

款	項目	予 算 額			摘 要
		本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A-B)	
事 務 費		75,000	72,000	3,000	
	旅 費	22,000	56,000	△ 34,000	県知事等事業要望
	需 用 費	52,000	15,000	37,000	封筒、切手等
	雑 費	1,000	1,000	0	振込手数料等
会 議 費		30,000	60,000	△ 30,000	
	総 会 費	25,000	40,000	△ 15,000	資料等印刷費等
	役員会費	5,000	20,000	△ 15,000	資料等印刷費等
事 業 費		147,600	258,400	△ 110,800	
	講習会費	80,000	20,000	60,000	山地災害防止キャンペーン現地研修会、講演会資料印刷費等
	事業促進費	67,600	237,400	△ 169,800	会報印刷費
	広 報 費	0	1,000	△ 1,000	
負 担 金	負 担 金	10,000	10,000	0	にいがた緑の百年物語
基本積立金	基本積立金	0	0	0	
予 備 費	予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計		272,600	410,400	△ 137,800	

予算執行において款内に不足が生じた場合、相互に流用することができるものとする。

基本積立金予算（案）

基本積立金

（第四北越銀行高田営業部）

区 分	金 額	備 考
前年度末積立金額	925,982	
預 金 利 息	428	
繰 出 金	0	
計	926,410	

第5号議案

会費の賦課基準について

1 会 費

上越市、妙高市の会費については、森林面積（私有林）による負担割とする。

$$\text{上越市} \quad 160,000 \times 0.725 = 116,000 \text{ 円}$$

$$\text{妙高市} \quad 160,000 \times 0.275 = 44,000 \text{ 円}$$

第6号議案

役員の変更（案）について

〈評議員〉

(令和7年4月1日)

役職名	氏名	職名	備考
評議員	中川 幹太	上越市長	会長
評議員	城戸 陽二	妙高市長	副会長
評議員	横田 力	くびき野森林組合代表理事組合長	副会長
評議員	村松 二郎	ゆきぐに森林組合代表理事組合長	
評議員	竹田 俊和	頸南森林組合代表理事組合長	
評議員	澤田 清一	上越市名立区不動町内会長	
評議員	大野 公男	妙高市長沢 長沢生産森林組合長	
評議員	増村 一成	上越市板倉区針 北之山環境保全会長	

〈監事〉

役職名	氏名	職名	備考
監事	坪田 剛	上越市長浜町内会長	
監事	藤田 務	上越市大島区大島町内会長	

〈参与〉

役職名	氏名	職名	備考
参与	齊藤 信夫	上越地域振興局農林振興部 副部長（森林・林業担当）	
参与	田中 偉夫	上越地域振興局農林振興部 参事（森林施設課長）	
参与	保科 功	上越地域振興局農林振興部 上越東農林事務所 森林施設課長	

上越地域治山林道協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、上越地域治山林道協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、安全で安心して暮らせる緑豊かな地域の創生を目指し、上越地域における治山事業及び林道事業（以下「治山事業等」という。）の発展拡充を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡
- (2) 新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県治山林道協会との連絡
- (3) 治山事業等に対する理解を深めるための研修会、視察等の実施
- (4) 治山事業等を推進するための関係機関に対する要望及び要請
- (5) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体の代表者をもって組織する。

- (1) 上越市
- (2) 妙高市
- (3) 上越市又は妙高市に所在する森林組合
- (4) 治山事業等に関係する町内会
- (5) その他治山事業等に関係する団体

(役員を選任)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監 事 2名

2 評議員及び監事は会員の中から選出し、会長及び副会長は評議員の互選により選任するものとする。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 評議員は、評議員会を構成し、第9条第5項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第9条第1項の総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長からの諮問に応じて、協議会の運営に関し重要な事項について答申する。

(参与)

第8条 協議会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び評議員会とする。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 総会は、年1回開催し、次に掲げる事項を議決する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時に開催することができる。

(1) 協議会の事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 協議会の役員を選出に関すること。

(5) その他協議会に関し重要なこと。

5 評議員会は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会に提出する議案に関すること。

(2) 総会で委任された事項及び事業執行に関し重要なこと。

(3) その他会長が必要と認めること。

(会計)

第10条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、別に定める基準によるものとする。

3 協議会の会計事務は、次条に規定する協議会の事務局が所管する。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、会長が所在する市の治山事業等の担当課に置く。ただし、上越市、妙高市の治山事業等の担当課は、所管地域に係る諸事務を担当するものとする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成21年 5月20日から施行する。